

給付年金コーナー

国民年金保険料の納付は口座振替での前納・早割がお得です！

国民年金の保険料を納めるときは口座振替やクレジットカード納付を利用すると、保険料を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れが防げます。また、一定期間の保険料をまとめて前納することで、割引が適用されます。

【保険料の前納】

早割（当月末振替）、6ヵ月前納、1年前納、2年前納、2年前納（4月開始）があります。前納を選択した場合は、初回振替日によって割引対象期間が異なりますのでご注意ください。

【手続き方法】

口座振替の申込みは「国民年金保険料口座振替納付申出書」にご記入のうえ、年金事務所又は金融機関へご提出ください。マイナポータルを利用した「ねんきんネット」からのお申し込みも可能です。

クレジットカード納付の申込みは「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」、「同意書」にご記入のうえ、年金事務所へご提出ください。

問合せ

秩父年金事務所 ☎ 27・6560

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>)

マイナ保険証を利用しませんか？

マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証を登録することで健康保険証として利用できるマイナンバーカードのことです。

マイナ保険証を利用すると、以下のメリットがあります。

①データに基づくより良い医療が受けられる

過去に処方されたお薬や健診結果等が見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

③マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルとe-Taxを連携することで、データを自動入力できます。

《マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する方法》

- ・医療機関・薬局の窓口等にある「顔認証付きカードリーダー」で行う
- ・「マイナポータル」から行う（パソコン・スマートフォン）
- ・「セブン銀行ATM」から行う

※マイナンバーカードをお持ちでない方には「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

《マイナンバーカードをお持ちでない方はマイナンバーカードを取得》

以下の方法で申請ができます。

- ・オンライン申請（パソコンまたはスマートフォンから）
- ・証明写真機
- ・郵便

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

また、上記のお手続きは、役場でもできますので、ご希望の方はご相談ください。



問合せ

【マイナ保険証】 町民課 給付担当 ☎ 66・3111 内線125

【カード申請】 町民課 住民担当 ☎ 66・3111 内線126

8月の納期

●町県民税

■普通徴収（第2期分）

■特別徴収（第3期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●介護保険料

■普通徴収（第2期分）

■特別徴収（第3期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●国民健康保険税

■普通徴収（第2期分）

■特別徴収（第3期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（第2期分）

■特別徴収（第3期分）※今月支給される年金から天引きされます。

納期限は9月1日(月)です。口座振替の場合は8月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎ 66・3111

町県民税 税務会計課 課税担当 内線115
介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143

国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線116
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123